

大分県土木建築部保管管理システム サーバ等機器一式の調達に係る入札説明書

(内訳)

- ・ 入札説明書
- ・ 調達仕様書
- ・ 保守条件書
- ・ 契約書 (案)

(担当部局)

〒870-8501

大分県大分市府内町3丁目1番1号

大分県土木建築部公共工事入札管理室

電話番号(直通) 097-506-4534

入札説明書

大分県土木建築部保管管理システムサーバ等機器一式の調達に係る入札等については、関係法令に定めるもののほかこの入札説明書によるものとする。

1 公告日

令和7年7月4日（金曜日）

2 競争入札に付する事項

(1) 借入物品及び数量

大分県土木建築部保管管理システムサーバ等機器一式
詳細は、「調達仕様書」のとおり

(2) 借入期間

令和7年10月1日から令和12年9月30日までの長期継続契約とする。
ただし、機器納品日から令和7年9月30日までの期間についてはサーバセットアップおよびデータ移行の作業期間とし、賃借料は発生しないものとする。

(3) 納入期限

令和7年9月12日（金曜日）

(4) 納入場所

大分県庁舎新館7階 公共工事入札管理室執務室

3 競争入札に参加する者に必要な資格

次の条件をすべて満たしている者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 「大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和6年5月1日大分県告示第255号）」のうち、リース・レンタルとしての業種区分を取得している者。
- (3) この公告の日から8に掲げる開札までの間に、「大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る入札参加資格を有する者に対する指名停止等措置要領（令和2年9月1日大分県告示第507号）」に基づく指名停止期間中となっていないこと。
- (4) 納入しようとする物品の機能等証明書など（別添）を令和7年7月22日（火曜日）17時までに大分県土木建築部公共工事入札管理室公共工事システム班へ提出し、審査を受け、承認を得た者であること。
- (5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

- オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
- キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4 入札方法

- ア 入札金額は、1ヶ月の賃貸借料とする。見積にあたっては60ヶ月賃貸借料率で計算し、1ヶ月の賃貸借料を算定すること。
- イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額（月額）に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（月額）の110分の100に相当する金額（月額）を入札書に記載すること。
- ウ 入札は、大分県共同利用型電子入札システム（物品・役務）（以下「電子入札システム」という。）で行い、紙による入札は認めないものとする。また、入札説明書及び要求仕様書等に特段の定めがない事項については、「大分県電子入札運用基準（物品・役務）」によるものとする。

5 電子入札システムおよび契約の手続において使用する言語および通貨

- (1) 使用言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

6 電子入札システムによる入札参加申請期限

令和7年7月15日（火曜日）午後5時00分まで

7 電子入札システムによる入札金額の入力期限

令和7年7月28日（月曜日）午後5時00分まで

8 電子入札システムによる開札

令和7年7月29日（火曜日）午前10時00分

9 再入札

開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の8第4項の規定により再入札を行う。この場合において、再入札については、金額の入力期限、開札日時および最低入札価格を電子入札システムにより通知する。

10 大分県契約事務規則の適用

入札、契約及び契約の履行等の本調達に係る事項については、大分県契約事務規則（昭和 39 年大分県規則第 22 号）の規定を適用するので、この点を了承のうえ入札に参加すること。

11 入札保証金に関する事項

大分県契約事務規則第 20 条第 3 項第 2 号の規定により、入札保証金の全部を免除する。

12 入札参加時の注意点

入札には、3（2）に掲げる資格の審査申請又は登録事項の変更届の手続きを経て、入札の参加、契約の締結及び物品の納入、代金の請求及び受領等並びにこれらに付帯する一切の自公の権限を有する者として登録を受けた者が参加することを原則とする。

13 入札の無効

大分県契約事務規則（昭和 39 年大分県規則第 22 号）第 27 条に規定する事項のほか、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

14 落札者の決定方法

- （1）有効な入札で、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札をしたものを契約の相手方とする。
- （2）落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。
- （3）再入札は 2 回までとし、再入札の結果、落札者が決定しない場合は、手続を改めることとする。

15 特約事項

この入札に係る契約は、地方自治法第 234 条の 3 に規定する長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、契約の相手方と契約を解除できるものとする。

以上

大分県土木建築部保管管理システム
サーバ機器一式 調達仕様書

調達仕様書

1 概要

大分県土木建築部保管管理システムを運用するために必要となるサーバ機器等の更新のために導入する機器の仕様、調達、搬入、設置等に関する要件を定めたものである。

2 借入物品及び数量

借入物品及び数量・・・別紙1のとおり

3 納入期限及び納入場所

2の借入物品を令和7年9月12日（金曜日）までに下記納入先の場所に納入すること。
落札決定した後、速やかに納入スケジュールを公共工事入札管理室担当者と調整すること。
ただし、物品納入後、令和7年9月30日（火曜日）までは、サーバセットアップ、データ移行作業および動作確認を行うための作業期間とし、借入期間（契約期間）は令和7年10月1日から令和12年9月30日までとする。

納入先

大分県土木建築部公共工事入札管理室 公共工事システム班
〒870-8501
住所：大分県大分市大手町3-1-1 大分県庁舎新館7階
電話：097-506-4534
FAX：097-506-1834

4 物品の仕様

(1) 機能、性能等に関する仕様

別紙1で指定するソフトウェアが問題なく動作するとともに、別紙2「機能性能等に関する仕様」を満たしているものであること。

(2) 機能、性能等以外の仕様

サーバ及び付属品は、全て新品の機器を納品すること。

5 賃借期間中における機器の補償及び保守

納入した全ての機器・装置を常時正常に動作するよう保守をおこなうこと。

保守は、5年間のオンサイト保守とし、無停電電源装置（UPS）のバッテリー交換オプションを付属すること。

なお、保守条件の詳細については別添「保守条件書」のとおりとする。

6 初期設定、配送設置、設定作業

納入に際しては、以下の項目に従い導入作業を実施すること。

- (1) 納入場所への搬入及び設置作業は原則、平日開庁時間内に行うこと。
- (2) 機器の搬入・組立て後、空箱等の搬入材は速やかに撤去すること。
- (3) 機器における基本OSのインストール等初期設定を行うこと。
- (4) 機器におけるネットワーク接続、疎通確認を行うこと。
- (5) 庁内ネットワークへの各機器の接続、疎通確認を行うこと。
- (6) 機器については単体での起動確認作業を行うこと。
- (7) LANケーブル、電源ケーブルの接続等サーバの現地設置作業を行うこと。

- (8) 電源工事が必要な場合は実施すること。
- (9) 現行システムのデータ移行及びアクセス権限設定等を引継ぐとともに、移行後の動作確認を公共工事入札管理室担当者立会いのもと実施すること。
- (10) 導入作業において疑義が生じた場合は、公共工事入札管理室と協議の上、作業を実施すること。

7 標識・シール貼付作業

リース会社名、賃貸借期間、故障時の連絡先を印字した標識シール（任意様式）を本体に貼付すること。

シールの例

リース物件 所有者：○×リース株式会社 賃貸借期間：R7.10.1～R12.9.30 故障時連絡先：△□株式会社 電話 XXX-XXX-XXXX

8 回収及びデータ消去作業

(1) 契約の終了後または解除時から、30日以内に回収すること。回収は平日開庁時間内に行うこと。

(2) 回収したサーバは以下①～③のいずれかの方法により内蔵記憶装置のデータ読み出しが出来ないように処理を行うこと。作業場所は盗難、不正アクセス等の恐れが無い、受託者の任意の場所でのよい。

- ①米国国家安全保障局(NSA)基準準拠のデータ消去
- ②米国国防総省(DoD)基準準拠のデータ消去
- ③内蔵記憶装置の物理破壊

(3) 消去または破壊作業完了後、作業完了報告書(任意様式)を公共工事入札管理室へ提出すること。なお、作業完了及び報告書提出の期限は回収の日から30日以内とする。

9 その他

大分県が必要と判断した場合、サーバに別紙1に示すもの以外のソフトウェアをインストールして使用することを了承すること。

別紙 1

調達機器 調達仕様書

(1) ハードウェア

品 名	メーカー	数量	備考
サーバ	問わない	1	・電源はAC100Vとする。(電源ケーブル込) ・その他、詳細は別紙2を参照すること。
外付けHDDドライブ【USB接続用】	問わない	1	・詳細は別紙2を参照すること。
無停電電源装置【UPS】	問わない	1	・定格容量750VA/500W以上とする。 (約15分間程度の保持時間を確保できるもの)

(2) 付属品

品 名	メーカー	数量	備考
マウス キーボード 17型以上の液晶モニタ (ディスプレイ) & 接続ケーブル	可能な限りサーバと同一のメーカー製とし、納品サーバで確実に使用できること。	各1	・マウスは光学式、レーザー式等の方式は問わない。 ・マウス、キーボードは有線接続とする。
LANケーブル	問わない	1	カテゴリ5eまたは6のLANケーブル (5m)

(3) ソフトウェア

品 名	メーカー	数量	備考
【OS】 Microsoft Windows Server2022 Standard (16Core)	マイクロソフト	1	・サーバにインストール (バンドル) すること。 なお、CALは不要である。
無停電電源装置【UPS】用管理ソフトウェア	問わない	1	・上記UPS機器およびOSに対応するもの。

* Microsoft office製品等のアプリケーションソフトは不要である。

(4) ウィルス対策ソフト

品 名	メーカー	数量	備考
*大分県で別途、調達するため不要である。	-	-	-

機能性能等に関する仕様

(1) データベースサーバ 1台

仕様項目	仕様内容
(1) 形状	①形状はタワー型とすること。 ②突起部を含む外寸が<W250xD580xH460>以内に収まること。
(2)稼働可能OS	①Windows Server2022 Standardが動作可能であること。
(3)CPU	①6コア/12スレッド以上の処理能力を持つIntel XeonプロセッサE-2300系（例示品E-2356G）もしくはE-2400系（例示品E-2436）と同等以上のCPUを1基以上備えていること。
(4)メインメモリ	①16GB以上の容量を搭載していること。
(5)ネットワークインターフェース	①1000BASE-T対応の有線LANを2ポート以上有していること。
(6)その他のインターフェース	①モニター接続用の端子を1以上有していること（同時に納品する液晶モニターと接続可能な端子でない場合は、接続可能となるよう変換ケーブル等を用意すること）。 ②USB2.0及びUSB3.2Gen1を含め、USBポート(TypeA)を合計6以上有していること。
(7)光学ドライブ	①DVD-ROMドライブを1基内蔵すること。
(8)内蔵記憶装置	①ホットプラグ対応のSATA HDD(7.2krpm以上)とすること。 ②RAID5でホットスペア1基とし、8TB以上の実容量を確保できる構成とすること。 （例：4TBのHDDを3基+ホットスペア1基の構成だと実容量8TBとなる）
(9)電源の冗長化	①電源については、ホットプラグ（冗長電源）は必要ない。
(10)付属物	①17インチ以上の液晶モニター（ディスプレイ）および接続ケーブルを付属すること。 ②USB接続の日本語キーボード、マウスを付属すること。 ③Windows Server2022 Standardをインストールすること。
(11)無停電電源装置	①停電時にサーバを安全にシャットダウンできるバックアップ時間をもつこと。 ②無停電電源装置を制御するソフトウェアをインストールすること。

(2) 外付けハードディスク 1台

仕様項目	仕様内容
(1)容量、インターフェース等	①ディスク容量は8TB以上とすること。 ②USB3.0、3.1もしくは3.2規格による接続で、かつ、上記サーバにて支障なく使用できること。 ③サーバ側のUSB TypeAポートと接続できるケーブル（長さ1m以上）を付属すること。

※上記に記載されていない機能・規格については、必要ないものと判断して差し支えないが、標準搭載されているものを除外する必要はない。

大分県土木建築部保管管理システム
保守条件書

保守条件書

1 保守対象及び内容

(1) 保守対象

大分県土木建築部保管管理システムサーバ等機器一式

(2) 保守内容

保守対象機器の修理及び部品交換（保守期間中については、補修部品（付属品を含む）を常時保有するとともに供給／納入を保証すること。また、無停電電源装置（UPS）の保守に関しては、バッテリーの交換オプションを付属すること。）。

なお、OSを含むソフトウェアに関する保守サポート契約は不要とする。

(3) その他

保守作業後、保守対象機器が正常に動作することを確認すること。

部品交換のうち、交換・回収した内蔵記憶装置（ハードディスク）については、データ読み出しが出来ないように物理破壊等の処理を行うこと。

2 業務の時間

大分県の勤務時間（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日までの日を除く午前8時30分から午後5時15分）（以下「開庁日」という。）とする。

3 保守作業の対応期間及び場所

保守担当業者が行う保守作業の対応期間及び場所は、原則として次のとおりとする。

(1) 対応期間及び場所

保守作業は、原則、職員が、保守担当業者に対して保守作業の連絡を行った日（以下「連絡日」という。）から翌勤務日の午後5時までに、機器等設置場所に訪問し対応を行う。

(2) 保守体系図

保守作業に関する作業体系及び連絡体系は、別紙「作業・連絡体系図」のとおりとする。

4 保守作業経費

故障した機器の原型復旧に要する部品・機材・修繕費等、保守業者が機器の設置場所までの移動に要する往復の交通費、輸送費等は、すべて賃借料に含む。

5 保守業務の対象外とする事項

次に掲げる事項については、本仕様書に基づく受託者の保守業務の対象外とすることができる。

(1) 大分県の故意又は過失により発生した故障

(2) 天災地変等大分県又は保守業者いずれの責めに帰することができない事由により発生した故障

(3) 大分県の都合による機器の移設

(4) 故障していない機器に係る清掃作業

6 保守作業の確認

(1) 保守担当業者は、3に掲げる保守業務を終了したときは、直ちに大分県土木建築部公共工事入札管理室職員の作業終了検査を受けなければならない

(2) 保守担当業者は、(1)の検査終了の翌日（翌日が開庁日でない場合は、翌日以降直近の開庁日）までに保守作業の内容等を記載した報告書（様式は任意）を大分県土木建

築部公共工事入札管理室に提出しなければならない。

7 機器設置の場所

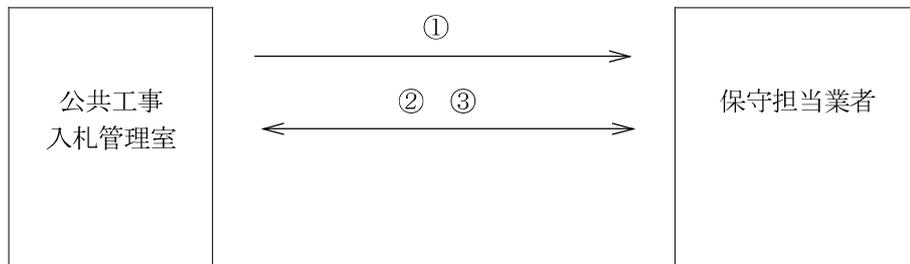
借入機器の設置場所は、土木建築部公共工事入札管理室 執務室内とする。

なお、大分県が必要と判断した場合は、納入した設置場所から機器を移動して使用することを了承すること。

以上

(別紙)

作業・連絡体系図



- ① サーバ等に不具合が発生した際に、公共工事入札管理室は不具合の原因が保守対象機器の故障等と考えられる場合、保守担当業者に保守作業を依頼する。
- ② 保守担当業者は保守対象機器の設置場所に出向いて保守作業を行う。
- ③ 保守担当業者は②の作業が完了した場合は、その都度、保守作業報告書により作業内容を公共工事入札管理室に報告する。

大分県土木建築部保管管理システム
サーバリース契約書（案）

リース契約書（案）

1. リース物件 大分県土木建築部保管管理システムサーバ機器 一式

2. リース期間 令和7年10月1日から令和12年9月30日まで

3. 契約金額 円（うち消費税 円）

【内訳】

令和7年度	円	（月額	円）
令和8年度	円	（月額	円）
令和9年度	円	（月額	円）
令和10年度	円	（月額	円）
令和11年度	円	（月額	円）
令和12年度	円	（月額	円）

4. 契約保証金

上記リース契約について、大分県知事 佐藤 樹一郎（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、次の条項によりリース契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（契約の目的）

第1条 本契約は、乙が所有する機器を甲の使用に供し、甲が使用の対価を乙に支払うことを目的とする。

（契約対象物件等）

第2条 契約対象となる機器等の明細及び納入場所は、別に定める「大分県土木建築部保管管理システムサーバ機器一式調達仕様書」（以下「調達仕様書」という。）のとおりとする。

（契約期間）

第3条 契約期間は、令和7年10月1日から令和12年9月30日までとする。

（契約金額）

第4条 契約金額は、円（うち消費税 円）とする。

（賃借料の支払い）

第5条 賃借料の月額、円（うち消費税 円）とする。ただし、解約の効果発生により、賃貸借期間の終了が月の中途となる場合は、一月を30日とした日割計算（円未満切捨）によって算定する。

2 乙は、毎月末までに前月分賃借料を甲に請求するものとする。

3 甲は、乙の提出する適正な請求書を受理した日から30日以内に、当該金額を乙に支払うものとする。

(管理義務)

第6条 甲は、リース物件を善良なる管理者の注意をもって使用し、管理しなければならない。

(通知義務)

第7条 甲は、リース物件について盗難、滅失、棄損等の事故が発生したときは、遅滞なく乙に通知しなければならない。

(権利の移転)

第8条 乙は、甲の書面による承諾なしに、本契約に基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡、移転、質入れしてはならない。

(保守)

第9条 乙は、リース物件の正常な運用を保持するため、万一の故障、障害に速やかに対処できるよう専門技術を持つ保安員を確保しなければならない。

2 乙は、保守対象となるリース物件の故障、障害により、甲の業務の遂行に支障を生じたときは、直ちに甲の業務の遂行に必要な措置を講じなければならない。

3 前項の場合において、措置に要する費用は乙の負担とする。ただし、機器等の故障、障害が甲の責に帰するものであるときはこの限りではない。

(保守方法)

第10条 前条に定める措置の方法は、別に定める調達仕様書のとおりとする。

(損害賠償)

第11条 乙は、自らが本契約に定める義務に違反し甲又は第三者に損害を発生させた場合、甲の算定に基づき当該損害を保証又は賠償する責任を負担するものとする。

2 甲は、前項に基づき乙が甲に対し賠償すべき額について、乙が協議の申し入れをした場合には、これに応じ、乙の義務違反の程度、損害発生の態様及びその他の事情を考慮し、賠償額の減額について協議を行うものとする。

(動産総合保険)

第12条 乙は、リース物件に対して、契約期間中継続して乙を被保険者とする動産総合保険契約を締結し、その費用を負担するものとする。

2 甲は、動産総合保険約款に基づく保険事故が生じたときは、直ちに乙に通知するものとする。

3 甲は、保険事故により保険会社から乙に支払われた保険金の限度内において、乙に対する賠償金の支払義務を免れるものとする。

(契約の解除)

第13条 甲又は乙が次の各号の一に該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 相手方が本契約を履行しないとき、又は履行しないおそれがあるとき。

(2) 天災その他甲又は乙の責に帰することができない事由により、本契約を履行することができなくなったとき。

(3) 乙が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められたとき。

2 前項第1号により本契約を解除した場合、解除により被った損害を相手方に対し請求することができる。

（機器等の返還）

第14条 本契約の終了又は解除による機器等の返還に要する撤去、荷造り及び運送の費用は、乙が負担するものとする。

（協議）

第15条 本契約について疑義のあるとき、又は本契約に定めのない事項については、その都度甲乙協議して解決するものとする。

（特約事項）

第16条 本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自それぞれ1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 大分県大分市大手町3-1-1
 大分県知事 佐藤 樹一郎

乙